

鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和60年3月29日 鳥取市条例第3号</p> <p>第1条～14条 略</p> <p>（駐車制限期間を超えた自転車等の処理）</p> <p>第15条 指定管理者は、第11条に規定する駐車制限期間を超えて駐車している自転車等については、当該自転車等の利用者又は所有者に当該自転車等の引取りを請求するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の引取りを請求したにもかかわらず、なお当該自転車等の利用者又は所有者が規則で定める期間内に引取りをしないときは、当該自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動し、保管するものとする。ただし、引取りができないことにつき、市長がやむを得ないと認める正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、前項の規定に基づき自転車等を移動し、保管したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>4 市長は、第2項の規定に基づき自転車等を移動し、保管したときは、それに要した費用に充てるため、2,000円以内において規則で定める額を当該自転車等の利用者又は所有者から徴収するものとす</p>	<p>○鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和60年3月29日 鳥取市条例第3号</p> <p>第1条～14条 略</p> <p>（駐車制限期間を超えた自転車等の処理）</p> <p>第15条 指定管理者は、第11条に規定する駐車制限期間を超えて駐車している自転車等については、当該自転車等の利用者又は所有者に当該自転車等の引取りを請求するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の引取りを請求したにもかかわらず、なお当該自転車等の利用者又は所有者が規則で定める期間内に引取りをしないときは、当該自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動し、保管するものとする。ただし、引取りができないことにつき、市長がやむを得ないと認める正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、前項の規定に基づき自転車等を移動し、保管したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>4 市長は、第2項の規定に基づき自転車等を移動し、保管したときは、それに要した費用に充てるため、2,000円以内において規則で定める額を当該自転車等の利用者又は所有者から徴収するものとす</p>

る。ただし、市長が特に認めるときには、これを減額し、又は免除することができる。

第16条～第20条 略

附則 略

別表（第7条関係）

区分	駐車期間	利用料金	
		自転車	原動機付自転車
普通駐車	1日1回	110円	165円
定期駐車	学生等	1月	1,100円
		3月	2,750円
	一般	1月	1,650円
		3月	4,400円

備考

- 「普通駐車」とは、定期駐車以外の駐車をいう。
- 「定期駐車」とは、自転車等定期駐車券による駐車で、1月又は3月の通用期間内において、駐車回数に制限のないものをいう。
- 「1月」とは、毎月1日から当該月の末日までをいい、「3月」と

る。

第16条～第20条 略

附則 略

別表（第7条関係）

区分	駐車期間	利用料金	
		自転車	原動機付自転車
普通駐車	1日1回	108円	162円
定期駐車	学生等	1月	1,080円
		3月	2,700円
	一般	1月	1,620円
		3月	4,320円

備考

- 「普通駐車」とは、定期駐車以外の駐車をいう。
- 「定期駐車」とは、自転車等定期駐車券による駐車で、1月又は3月の通用期間内において、駐車回数に制限のないものをいう。
- 「1月」とは、毎月1日から当該月の末日までをいい、「3月」と

は、毎月1日から翌々月の末日までをいう。

4 「学生等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に在学している者をいう。

5 「一般」とは、学生等以外の者をいう。

は、毎月1日から翌々月の末日までをいう。

4 「学生等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に在学している者をいう。

5 「一般」とは、学生等以外の者をいう。